

平成25年9月24日

広島大学大学院教育学研究科・教育学部と広島県立  
美術館との連携協力に関する協定の締結式について

[地域中核機能]

広島大学大学院教育学研究科・教育学部と広島県立美術館はこの度、広島県の美術文化の振興ならびに美術分野における学校教育、生涯教育の発展に貢献することを目的として、連携協力に関する協定を締結することになりました。つきましては、下記のとおり締結式を行いますので、お知らせいたします。

記

【日時】 平成25年10月2日(水) 10:00～11:00

【場所】 広島県立美術館 3階大会議室  
(広島市中区上幟町2-22)

【協定書署名者】

広島大学大学院教育学研究科長・教育学部長 みやたに まこと 宮谷 真人  
広島県立美術館長 おち ゆうじろう 越智 裕二郎

【協定内容】

- (1) 学術研究・教育活動の交流に関する事項
- (2) 美術教育に関する調査研究に関する事項
- (3) 学生教育及び学生・大学院生が行う調査研究活動に関する事項
- (4) 展覧会活動に関する事項
- (5) 教育普及活動及び広報活動に関する事項
- (6) その他双方が必要と認める事項

【今後の具体的な取り組み(予定)】

- (1) 広島近世美術史(主に江戸期)に関する調査研究
- (2) 広島県立美術館を拠点とした美術教育に関する調査研究

※広島県立美術館が大学と連携協定を締結するのは、初めてとなります。

【お問い合わせ先】

教育学研究科運営支援グループ 川西 健二  
TEL:082-424-6705 FAX:082-424-3478

## 広島県立美術館と国立大学法人広島大学大学院教育学研究科・教育学部との 連携協力に関する協定書（案）

広島県立美術館（以下「甲」という。）と国立大学法人広島大学大学院教育学研究科・教育学部（以下「乙」という。）は、広島県の美術文化の振興並びに美術分野における学校教育、生涯教育の発展に貢献するため連携協力することとし、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携協力し、それぞれの資源を活用して交流することにより、相互の活動を支援し、甲乙双方の学術研究・教育活動の活性化及び人材育成機能の高度化を図ることを目的とする。

### （内容）

第2条 前条に規定する連携協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲乙双方の教職員による学術研究・教育活動の交流に関する事項
- (2) 甲を活用した美術教育に関する調査研究に関する事項
- (3) 甲において乙が行う学生教育及び学生（大学院生を含む。）が行う調査研究活動に関する事項
- (4) 甲における展覧会活動に関する事項
- (5) 甲における教育普及活動及び広報活動に関する事項
- (6) その他双方が必要と認める事項

2 前項各号の具体的な実施内容は、甲乙双方が協議の上、決定するものとする。

### （留意事項）

第3条 連携協力事業の推進にあたっては、甲乙双方の協力により、施設設備の利用や人材の派遣について、業務に支障がない限り相互に便宜を図るものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲または乙から改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の実施に関し必要な事項は、甲乙双

方が協議の上、定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 広島市中区上幟町 2-22  
広島県立美術館  
館長 越智裕二郎

乙 東広島市鏡山 1-1-1  
国立大学法人広島大学  
大学院教育学研究科長・教育学部長 宮谷真人